

「市有地の形質変更時における土壌汚染調査・対策指針」の運用について

環境局環境管理部環境管理課

1 対象となる土地

形質変更を行う本市が所有する土地。

2 土地の形質変更の定義

- 法・条例と同じ。

「土地の形質変更」とは

以下の行為を除く「土地の形状を変更する行為全般」を言う。

- 軽易な行為で次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - ハ 土地の形質変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること
- 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌を区域外へ搬出しない行為
- 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しない行為
- 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- すべて盛土の土地の形質変更

(条例の調査・対策の手引きより)

- 本指針運用についての補足

次の工事は「土地の形質変更」の対象としない。

- ・ 供用中の道路の改修、供用中の道路内の水道や下水道などの地下埋設物の工事。
- ・ トンネル、シールド工法等を用いた地下工事（ただし、立坑など開削施工部分は除く）。
- ・ 既存施設の付帯設備等の設置、改修工事等で小規模のもの。

3 調 査

(1) 履歴調査

- ・ 土地の利用履歴調査を行い、対象地で土壌調査が必要か判断する。
- ・ 履歴調査は、過去の住宅地図、環境局にある情報、旧土地所有者や周辺住民等の関係者から得られた情報を用いて行うものとする。（詳しくは「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き：大阪府環境農林水産部環境管理室」を参照）

(参考) 環境局にある情報

- 過去の住宅地図（昭和 30 年代後半以降）
- 有害物質使用特定施設の届出情報

- 有害物質使用特定施設の廃止に関する届出情報（平成 10 年度以降廃止のもの）
- 土壤汚染調査結果・対策情報（自主調査、法・条例調査で報告のあったもの）

(2) 土壤調査

- ・ 履歴調査結果から汚染のおそれがある場合は、「指定調査機関」に法・条例に準じた調査を実施させる。
- ・ 調査結果を基に、法第 14 条の「指定の申請」を行う場合は、指定調査機関による「地歴調査」が行われている必要がある。

4 対 策

- ・ 原則として健康リスクがある場合（地下水経由、直接摂取）に措置を行う。
- ・ 土壤汚染の除去以外の対策（舗装、盛土、封じ込め等）を行った場合、対策後も適切なリスク管理が必要である。
- ・ 汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、許可を有する汚染土壌処理施設等へ搬出することが必要になる。

5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域への本指針の適用

- ・ 対象地が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域でも、有害物質使用特定施設が存在したなど、土壤汚染のおそれがある場合は適切な土壤汚染調査計画を立案する必要がある。